

滋賀県南部介護サービス事業者協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、滋賀県南部介護サービス事業者協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、介護サービス事業者等(以下「事業者」という。)が、安定した経営基盤を築きながら、誰もが安心して暮らせる地域社会を形成する一員として、その責任を果たしていくため、以下の三つの連携を柱として、多様で良質な利用者本位の介護サービスを提供していくことを目的とする。

- (1) 事業者の連携
- (2) 医療との連携
- (3) 地域との連携

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 事業者間の情報交換及び意見交換
- (2) 事業者情報の利用者等への発信
- (3) サービスの質の向上に関する研修、調査及び研究等
- (4) 関連行政機関との連絡調整及び提言
- (5) 介護保険に関わる各種関係機関等との連携、協議
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 協議会は、滋賀県南部地域(草津市・栗東市・守山市・野洲市。以下南部地域という。)を事業実施地域とする、介護保険法第8条及び第8条の2の規定に基づくサービス事業を行う事業者のうち、第2条の目的に賛同する事業者により構成する。

(入 会)

第5条 協議会に入会を希望する事業者は、所定の入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会員は、前項の入会申込の内容に変更があった場合は、会長に届け出るものとする。

(退 会)

第6条 退会を希望する会員は、所定の退会届出書を会長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会員が次のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 会員が第4条に定める事業を廃止した場合
- (2) 年会費を2年間滞納した場合
- (3) その他役員会で認めた場合

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 運営委員 若干名
- (6) 監事 2名以内

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 4 事務局長は、協議会の会務運営事務を統括する。
- 5 会計は、協議会の会計事務を行う。
- 6 運営委員は、協議会活動の企画・運営に当たるとともに、協議会の事務を行う。
- 7 監事は、協議会の経理・会計事務を監査し、総会に報告する。

(役員を選任)

第8条 役員は、会員の互選により選出し、総会で承認する。

- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じたときは、会員の中から役員会において後任を選任し、直近の総会で承認を得るものとする。この場合、後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、次のとおりとし、会長が招集する。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
- 2 総会は年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。
 - 3 総会の議長は会長が務める。
 - 4 役員会は必要に応じて随時開催する。

(総会の議決)

第10条 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

- 2 総会に付議すべき事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 運営に関する事。
 - (2) 規約の改廃に関する事。
 - (3) 役員承認に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他会長が必要と認めた事項に関する事。
- 3 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理として表決を委任することができる。

- 4 前項の場合における第1項の規定の適用については、当該会員は出席したものとみなす。
- 5 総会は、原則として会議により開催し決議するが、災害時などの緊急事態のため会議を開くことが出来ないなどの止むを得ない場合には、ウェブ等を利用するなど、事前に役員会が定める方法により、会議を開かず書面決議を行うことができる。
- 6 事前に役員会が定めた方法による場合には、書面又は電磁的方法による議決権行使ができる。

(役員会)

- 第11条 役員会は、第2条に規定する目的及び第3条に規定する各事業内容の趣旨に沿って協議会の活動内容を企画し、必要な調整等を行う。
- 2 前項の協議会活動及び専門部会の円滑な運営を図るため、役員会に運営委員会を設置し、必要に応じて各専門部会の代表等の参画を求め、必要な調整等を行う。
 - 3 運営委員は、各専門部会の代表を兼ねることができる。
 - 4 運営委員会は、協議会の事務局を兼ねる。

(専門部会)

第12条 協議会の事業を効果的に行うため、必要に応じて次の専門部会を置いて事業を実施する。

- (1) 地域部会
 - (2) サービス部会
 - (3) プロジェクト部会
- 2 地域部会は、各市域を単位として設置し、主として各市域における会員間の情報交換・交流、市域独自の課題検討等を行う。
 - 3 サービス部会は、介護サービス業種・形態を単位として設置し、主として、各サービス業種における会員間の情報交換・交流、各業種独自の課題検討等を行う。
 - 4 プロジェクト部会は、主として、地域部会・サービス部会を横断する課題検討、関係機関との連携協力、イベント開催等について、プロジェクトチームを設置して企画実施する。

(収入)

第13条 協議会の収入は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入等

(会費)

- 第14条 会員は、毎年度会費を納入しなければならない。
- 2 納入済みの当該年度分の会費は返却しないものとする。
 - 3 会費の金額等は、以下のとおりとする

1法人につき、10,000円 + (500円×開設事業所数) = 年会費の額

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、第12条に定める運営委員会内に置く。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮って別に定める。

附則

(役員の任期)

1 協議会設立当初の役員任期は、第8条第2項の規定にかかわらず、設立総会の日から平成23年の通常総会終了のときまでとする。

(会計年度)

2 協議会設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立総会の日から、平成23年3月31日までとする。

(事務局)

3 協議会設立当初の事務局は、第16条の規定にかかわらず、滋賀県南部健康福祉事務所内に置く。

(施行)

4 この規約は、協議会設立の2010年(平成22年) 6月27日から施行する。

この規約は、2015年(平成27年) 5月11日に改正する

この規約は、2017年(平成29年) 6月 3日に改正する

この規約は、2021年(令和 3年) 5月22日に改正する

この規約は、2024年(令和 6年) 5月25日に改正する